県立高等学校活性化計画(仮称)骨子素案

1 はじめに

(1) これまでの経緯

- 本県では、少子化の進行により、中学校卒業者数の減少が予測されるなかで、平成 14 年度から 23 年度までを計画期間とする「県立高等学校再編活性化基本計画」に基づいて、県立高等学校の特色化・魅力化や、専門学科の拠点化をはじめとする 適正規模・適正配置を進めてきた。
- 「県立高等学校再編活性化基本計画」を踏まえ、計画期間を3期に分けて実施計画を策定するとともに、具体的な計画の推進については、各地域に保護者や地元関係者等からなる「協議会」を設置し、活性化に向けた方策等を協議しながら進めてきた。
- 平成 24 年度からは、より活性化を進めることを目指して、平成 28 年度までの 5 年間を計画期間とする「県立高等学校活性化計画」に基づき、県立高等学校が生徒にとって希望や高い志を持っていきいきと学ぶことができる場であるとともに、地域から信頼される存在であり続けられるよう、活性化に取り組んできた。

(2) 策定の趣旨

- 平成27年度、三重県総合教育会議の協議を経て、三重の教育の基本方針や教育施策を示した「三重県教育施策大綱」が策定された。また、本県の教育振興基本計画である「三重県教育ビジョン」を策定した。これらに基づき地域から信頼される学校づくりや県立高等学校の特色化、魅力化を図っていく必要がある。
- 人口減少社会の進行、グローバル化や情報化の進展、産業構造や雇用環境の変化など、教育を取り巻く社会状況は大きく変化している。また、国においては高校と大学の接続改革や学習指導要領の改訂など、教育改革が急速に進められている。このような高等学校教育を取り巻く環境変化などに的確に対応していく必要がある。
- 今後、中学校卒業者数の減少が見込まれるなか、高等学校が活力ある教育活動を 行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役 割、学校の特色等に配慮しつつ、総合的に考えていく必要がある。
- 現行の高等学校活性化計画が平成28年度で終了することから、教育施策大綱や教育ビジョンの方向性を踏まえるとともに、社会状況の変化等に対応した新たな活性化計画を策定する。

(3)計画期間

○ 平成 29 年度~33 年度までの 5 年間の計画とする。

2 県立高等学校をめぐる現状と課題

(1) 社会の変化

- 経済、産業、文化等、多様な面でグローバル化が進展しており、教育においても、 子どもたちに対して、語学力やコミュニケーション能力の育成とともに、日本文化を 理解・継承することや異文化理解を深めることが求められている。
- 平成28年度に伊勢志摩サミット、国際地学オリンピックといった国際的なイベントが相次ぎ開催された経験を通じ、実践的な英語力だけではなく、相手の意見を踏まえディスカッションする力や、郷土の伝統や文化について説明する力が重要であるとの認識が深まった。
- インターネットの発達をはじめとした急速な情報化は、人々の生活やコミュニケーションのあり方に大きな変化をもたらしている。また、人工知能(AI)に代表される技術革新の進化は、労働のあり方にも大きな影響を与えることが予想されている。
- 教育において、教材の電子化やタブレットパソコン等の I C T機器の導入が進んでおり、これらを効果的に活用することは、学びの質的向上、学習機会の多様化につながるものと期待されている。
- 現在、我が国の産業構造は、第2次産業、第3次産業で95.8%を占めているが、今後、知識が社会の発展を牽引する知識基盤社会の進展にともない、社会で求められる職種や能力が変化していくものと予想されている。
- 我が国の人口は減少局面に入っており、三重県においても急速に人口減少が進展 (181万人[H26]→165万人[H42])し、これに伴い生産年齢人口が減少することが予想 されており、産業のあらゆる面で、後継者不足が懸念されている。

(2) 教育をめぐる動き

- 急激な社会の変化に対応し、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力を育むため、 主体的・対話的で深い学びを実現するアクティブ・ラーニング型授業や各学校でのカ リキュラム・マネジメント¹の推進等を示した学習指導要領の改訂など国の教育改革が 急速に展開されている。
- 高校教育の質の確保・向上、大学教育改革、大学入学者選抜試験改革を進めるため、 高校と大学の接続改革が進められており、今後、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」 (平成31年度~)、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」(平成32年度~)が、 新たに実施される予定となっている。
- 平成 28 年度から選挙権が 18 歳以上に引き下げられたことで、高等学校において、 主権者となるための教育の必要性が高まっている。

¹ カリキュラム・マネジメント:学校の教育目標の実現に向けて、 子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

(3) ニーズの多様化

○ 義務教育段階の学習内容の定着が不十分な生徒、日本語指導が必要な外国人生徒、 特別な支援を必要とする生徒、経済的理由により修学が困難な生徒、不登校の状況に ある生徒等、様々な生徒への適切な支援が必要となっている。

(4) 中学校卒業者数の減少

○ 本県の中学校卒業者数は、平成28年3月から平成33年3月までに、約2,200人減少することが見込まれ、県立高等学校において、大幅な学級数の減少が予想される。 特に南部地域においては、減少の割合が大きく、高等学校の更なる小規模化が懸念される。

3 県立高等学校活性化の基本的な考え方

(1) 新しい時代を生き抜いていく力の育成

- グローバル化の進展や人工知能(AI)の飛躍的な進化など、社会が急速に変化し、 将来の予測が難しい社会にあって、高い志を持って未来を創り出していくために必要 な資質や能力を育む教育を推進する。
- 地域や文化、産業の「多様性」や「伝統と革新の共存」といった三重のもつ特徴を 発展させ、未来に継承する人材を育成するための「三重ならでは」の教育を進める。
- 高校生活全体を通じて、主体的で協働的な深い学びへの転換を進めることで、生徒に「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」(自立する力)や、「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」(共生する力)など、「従来型の学力」だけではない、これからの時代を「生き抜いていく力」を育成する。

(2) 生徒一人ひとりに寄り添う教育の実現

○ 高等学校では、義務教育段階の学び直しが必要な生徒、日本語指導が必要な生徒、 特別な支援が必要な生徒、不登校の状況にある生徒等、様々な生徒の実態に対応する ため、教育環境の整備、教育内容・指導方法の工夫改善、支援の充実等に取り組み、 一人ひとりの自己実現や進路実現に努める。

(3) 人口減少社会における高等学校のあり方

- 人口減少社会が進展し生徒数の減少が予測されるなかで、今後の高等学校においては、これからの社会を担う人づくりの視点を重視し、教育内容等の改善や充実に努める。
- 生徒の減少が進む時代にあって、本県の高等学校は、これまで以上に生徒一人ひとりの学習ニーズに応えるなど学校の魅力を高めることで「選ばれる高等学校」を目指す。
- 地方創生の動きが高まるなか、高等学校は「地域でどのような役割を担うか」という視点を一層重視するとともに、地域や産業界は「子どもたちのためにどのような応援ができるか」ということを学校と一緒に考えることで高等学校の活性化を図る。

○ 高等学校の規模や配置、学科のあり方については、各高等学校が活力ある教育活動を実践し生徒の社会性を育む場であることを維持する視点、地域や産業の担い手育成、若者の地域への定着の視点の両面から検討し、地域の状況や高等学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しつつ、総合的に考えていく必要がある。

(4) 学校の組織力と教職員の資質の向上

- 校長をはじめすべての教職員が学校マネジメントの考え方のもと、学校運営の継続 的な改善活動に取り組む。
- 新しい時代に必要となる力の育成や、多様なニーズに対応した教育を進めるため、 学びの質や深まりを重視した授業の改善や、生徒一人ひとりのニーズに応じた的確な 指導ができる専門性の向上を図るなど、教職員の資質・能力を高める取組を進める。
- 教育活動全体を通じて、学校の教育目標を実現するため、教科横断的な視点から教育活動の改善を行う「カリキュラム・マネジメント」の考え方を重視した改善を進め、学校の組織力の向上を図る。

4 県立高等学校活性化のための取組

(1)新しい「学び」への変革

(1)主体的で深い学びに協働して取り組む教育の充実

- 基礎・基本となる学力の定着に加えて、問題発見・解決を念頭においた授業のなかで、習得・活用・探究という学習プロセスを展開し、「どのように学ぶか」という 学びの質の転換や、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した教育を推進する。
- 新しい時代に必要となる力の育成など、能動的・探究的な学びに特化した学科や コースの設置について研究する。
- 国際地学オリンピックの経験を踏まえ、大学等と連携し、理系分野でトップレベルにある生徒の育成を目指した講義や実験など特別なプログラムの実施を検討する。

②生徒の成長を促す評価方法の改善

- 知識だけでなく、思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度などの真の「学力」を、多面的・多角的かつ適切に評価する方法について研究を進める。
- 評価方法の工夫改善とともに、その結果を活用し指導方法の更なる改善を図る。

③カリキュラム・マネジメントを取り入れた授業改善

- カリキュラム・マネジメントの考え方に基づき、学校全体の組織的な教育力の向上 や教員の授業力向上を図るため、学校の教育目標の共有や、外部の意見を取り入れた 教育課程の編成に取り組むとともに、教科横断的な視点を持った研修を推進する。
- 教員一人ひとりが意欲的に授業力向上等に取り組めるよう、校内外における自主 研修の活性化を図る。
- 授業改善を進めるため、現在も取り組まれている生徒による授業評価をより充実

するとともに、すべての県立高等学校で実施する。

④ I C T 活用による学びの充実

- ICT機器を活用し、分かりやすい授業の構築や生徒の情報活用能力の向上を図る。また、反転授業²など新しい授業スタイルの研究に取り組む。
- 電子教材を効果的に活用して、生徒の学習進度や大学進学等、生徒個々の目標に 応じた学習ができるよう、電子教材等の環境を整備する。
- ICTを用いた遠隔授業の導入など、小規模校の教育環境の充実方策の一つとしての活用を研究する。

⑤特別活動等の充実

- 生徒の主体的に課題を解決する力や協調性、忍耐力、チャレンジ精神を育み、自己肯定感を高めるため、学校行事や生徒会活動、部活動等の充実を図る。
- 全国高等学校総合体育大会(H30)、国民体育大会(H33)・全国障害者スポーツ大会(H33)の開催を絶好の機会と捉え、生徒の夢や希望を叶えることができるよう、運動部活動の活性化や競技力の向上を図る。そのため、指導者を対象とした研修会等をとおして指導力向上に取り組むとともに、運動部活動に必要な環境整備や全国大会等に出場する生徒への支援を行う。
- 各大会における生徒の大会運営への主体的な参画や観戦など、スポーツを「する」 「みる」「支える」取組を推進し、感動する心や、おもてなしの心を育む機会とする。
- 生徒の豊かな感性や情操を育み、表現力や創造力を高めるよう、活動成果の発表 の機会を充実させるなど、文化部活動の活性化に取り組む。

(2) 社会とつながり貢献する力の育成

①グローカル人材の育成

- 日本や郷土三重のこととグローバルなことの双方を相互的に捉えながら、異文化 に対する理解を深めるとともに、価値観の異なる多様な人々と協働して課題を解決 する力を育成する。
- 平成 25 年度から 3 年間取り組んできた「グローバル三重教育プラン」の成果を活かし、高校生の海外留学や海外研修、海外インターンシップ、異文化理解の促進、英語コミュニケーション力の向上等の取組を一層推進することで、生徒の「主体性」、「共育力」、「語学力」を育む。
- 英語での発信力やプレゼンテーション能力を向上するため、英語キャンプ³のさらなる展開を図るとともに、英語による討論や発表を重視した科目の開設や授業の実施など、英語教育の改善を推進する。

² 反転授業:授業と宿題の役割を「反転」させ、授業時間外にデジタル教材等により知識習得を済ませ、 教室では知識確認や問題解決学習を行う授業形態のことを指す。

³ 英語キャンプ:英語環境の創出を通じ、英語コミュニケーション能力の向上を図るとともに、学校 や年齢を超えた交流によって人間的成長を促進することを目的に県教育委員会が実施している事業。

○ 地域や世界の課題を多様な人々と協働して解決していくための基礎となる探究力、 論理的思考力、課題解決能力の育成を目指した取組の充実や科目の開設など、理数 教育の充実を図る。

②キャリア教育・職業教育の充実

- 教育活動全体をとおした体系的なキャリア教育を充実させ、社会的・職業的自立 に必要な基盤となる能力や態度を育成する。
- 生徒が地域社会で活躍する意欲をもてるよう、地元企業での就業体験、地域の職業 人による授業や講演など、県内の産業への関心を高め理解を深める取組を推進する。
- 高度な検定や資格取得、各種コンテストへの参加を促し、専門性の高い知識・技 術の習得につなげる。
- ものづくりや商品の企画・販売等の実際の企業における実務に重点を置いた学科 のあり方や教育方法を研究する。

③学校の枠を越えた学びの充実

○ 伊勢志摩サミット、ジュニアサミットや国際地学オリンピック等の成果を次世代 につなげるよう、異なる価値観や考え方を持つ人々とディスカッションしながら課 題を解決していく力を育む教育を推進する。

そのため、これまで展開してきた高校生が学校の枠を越えて集い、今日的なテーマについて第一線で活躍する人の話を聞き、自ら考え他者と意見を交わしあう「みえ未来人育成塾」などの取組を充実する。

○ 地域学習、合同学習会、合同部活動合宿等による県立高等学校間の連携・交流の 促進を図る。

④社会の一員としての自覚と責任を育む教育の推進

- 道徳教育や人権教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命の大切さを重視 する教育をすべての学校で推進する。
- 高等学校が作成する道徳教育全体計画の充実、系統的な指導機会の構築に取り組むことにより、いじめや暴力を許さず、相手を思いやる心や個性を認め合う態度等を育成するとともに、規範意識、人間関係を築く力、自尊感情、よりよく生きようとする意欲と実践力を育成する。
- 自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながるよう、各学校に おける人権教育を推進する。
- 政治や選挙に関する理解を深め、我が国や地域の課題を理解し、多面的・多角的に捉え、自分の考えを形成していくとともに、根拠を持って自分の考えを主張しつっ、他人の考えに耳を傾け、合意形成を図ることができるよう、政治的教養を育む教育の充実を図る。
- 家庭を築くことや子育てに関する意義を考え、妊娠・出産等に関する医学的知識 を正しく身につけることができるよう、ライフプラン教育を推進する。

(3) 生徒一人ひとりに応じた多様な教育の推進

①学びに向かう力を育む教育の推進

- 基礎的な学力が十分に定着していない生徒が、義務教育段階の学習内容から学び 直しができるように、柔軟な教育課程を編成し多様な選択科目を設置することや、 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の充実に努める。
- 不登校傾向にある生徒に対する I C T を用いた在宅での学習支援や、通信制教育等を活用した単位認定のあり方を研究する。

②特別支援教育の充実

- 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実等、発達障がい等のある生徒への対応を充実するとともに、施設のバリアフリー化をはじめとする教育環境の整備を図る。
- 個別の指導計画等に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮など、合理的 配慮を提供できるように努める。
- 国の動向等を注視しつつ、高等学校における通級指導のあり方等について研究する。

③定時制課程・通信制課程の充実

- 働きながら学ぶ生徒、他の高等学校等からの転・編入者、不登校経験者、日本語 指導が必要な外国人生徒等、様々な入学動機や学習歴を持つ生徒に対して、きめ細 かな支援を行うなど教育内容の充実を図る。
- 「定通ネットワーク⁴」や「連携併修⁵」のシステム等を有効活用し、定時制・通信 制の教育環境の充実を図る。
- 通信制課程においては、スクーリングや学習支援への I C T の効果的な活用について検討する。

④外国人生徒教育の充実

- JSLカリキュラム6を活用し、日本語で学ぶ力を育成するとともに、社会的自立を目指したキャリア教育を推進することで、就職や高等教育機関への進学などの進路希望の実現を図り、地域社会の一員として活躍できるよう取り組む。
- 日本語指導や適応指導がより系統的で効果的なものとなるよう、小中学校と高等 学校の連携を密にして必要な情報を共有する仕組みを構築する。
- 生徒が円滑に社会に適応できるよう、生徒の進路希望の実現を目的として高等学校、行政機関、大学、産業界によるネットワークを構築する。

⁴ 定通ネットワーク:定時制課程(昼間部、夜間部)及び通信制課程を置く独立校を拠点とし、周辺の学校との連携を推進することにより、拠点校の機能を多くの生徒が共有できるようにするシステム。

⁵ 連携併修:定時制課程を設置する高等学校が、通信制課程を設置する高等学校と連携し、自校の生徒に対して自校で通信制課程の教育を行うシステム。

⁶ J S L カリキュラム:日本語指導が必要な外国人生徒が学習活動に参加するための力を育成することを目的として、日本語で学ぶ「第二言語としての日本語 (Japanese as a second language)」カリキュラム。

⑤経済的に不利な環境にある生徒の支援

- 生徒が経済的な理由で修学の継続を断念することがないよう、有償型デュアルシステム (バイターン⁷) の導入など生徒自身が自立して修学できる制度について検討する。
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、県立高等学校を窓口として関係機関等との連携を図る。

(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進

①地域を学び場とした教育の充実

- 地域や行政機関と協力して、高校生による地域の活性化や課題解決の取組、地域 産業と連携した体験を重視した学びを充実するとともに、地域の小中学校などと異 校種間の連携を進めることにより、郷土への理解や愛着を高める。
- 地域を学び場とした新たな教育の仕組みや、地域に根ざした特色ある専門学科・ コース等の設置・拡充を検討する。

②県内大学と連携した教育の推進

- 生徒のより高度な学問への探究心や将来への目的意識の向上を図るとともに、県内大学に対する理解が深まるよう、大学レベルの教育・研究に触れる機会や大学生との交流の機会を拡充する。
- 教育、医療、看護、第1次産業等の地域の人材育成につながるよう、高等学校と 大学の7年間の系統性を意識した高等学校でのコース等の設置など、より学びを深 化させる高大接続の仕組みを検討する。

③産業界と連携した教育の推進

- 本県の「ものづくり」や「食」の強みを生かし、関連企業と協働した商品等の企画提案や6次産業化の取組など、実際の企業活動を体験することを通じて、現実の経済活動や実務を理解するとともに、チャレンジ精神や起業家精神を醸成する。
- 民間の人的資源や物的資源を活用した学科等の設置を検討する。

④地域に根ざした防災教育の推進

- 平成24年度から毎年度実施している宮城県との防災交流事業などの成果を活かし、 高校生をリーダーとした防災活動を一層推進することで、生徒自身が、自分の命は 自分で守る防災意識とともに、ボランティア等の支援者として行動に移すことがで きる意識や力の向上を図る。
- 地域の防災活動への高校生の主体的な参画や、小中学校との合同防災訓練などの 実施を促進する。

⁷ バイターン:職業的経験であるアルバイトと、企業内の教育的なインターンシップをかけあわせた新しい「中間的就労」のモデル。

(5) 新しい「学び」と多様で専門的な教育を実践する教職員の育成

①授業力の向上

- 一人ひとりの教員が、アクティブ・ラーニング型授業をはじめとした新しい「学び」への変革に的確に対応できるよう、キャリアステージに応じて実践的な指導力を身につける研修を推進する。
- 若手教員の授業力や協働して課題に対応する力の向上を図るため、経験年数の異なる教員によるチーム研修など、参加者同士が学び合う研修や、ベテラン教員が若手教員を指導する環境づくりを推進する。
- 教員が民間的発想や手法から学ぶことで、より幅広い経験や知識を身につけることができるよう、企業等の外部人材の活用や教員の企業における研修などを推進する。

②多様な教育課題への対応

- すべての生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう、特別支援教育、いじめや 暴力、不登校傾向がある生徒への対応など、多様な生徒の実態に応じて状況を的確 に把握する力や適切に指導する力などの向上に取り組む。
- 個々の能力や特性に応じたわかりやすく理解が深まる学びが実現できるよう、電子教材やタブレット型コンピューター等のICT機器を、効果的に活用した授業実践や指導方法についての研修を実施する。
- 教職員に求められる専門的な知識・技術が多様化・高度化していることから、最 先端技術や高度な熟練技能等を有する講師を招へいした実技講習会の実施などを通 じて、教職員の専門性の向上を図る。

③組織運営体制の強化による教育活動の質の向上

- 校長のリーダーシップのもと、教職員が「学校マネジメントシステム」の考え方に基づき、学校の組織的な運営や教員の指導力の向上に向けての継続的な改善活動に取り組む。
- 教員が専門性を十分発揮できる環境を整え、学校が協働によって成果をあげることができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどとの連携を深めることにより、「チーム学校」としての組織力の向上を図る。

5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方

(1) 各学科の活性化の現状と課題

- 本県の県立高等学校は、全日制課程を54校に、定時制課程を13校に、通信制課程 を2校に設置している。また、普通科、専門学科、総合学科の割合は、およそ6:3: 1となっている。
- これまで少子化が進行するなかで、地域や子どもたちの学習ニーズ等を踏まえつつ、 専門学科の拠点化や学科の新設・改編、通学区域に1校以上の総合学科の設置、普通 科における特色ある学科・コースの設置、特色ある教育活動の推進など、県立高等学 校の活性化を進めてきた。
- 人口減少社会が進行するなかで、県内各地域では地域の担い手の育成や若者の県内 定着等、地方創生の取組が進められている。こうした地域の活性化や担い手育成等の ニーズに応えるための学科等の新設・改編については、地域全体の学科のあり方や教 育内容の見直しも合わせて検討していく必要がある。

(2) 県立高等学校の規模と配置について

① 基本的な考え方

- 学校では、生徒が集団のなかで多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋 琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性 や規範意識を身につけることが重要である。
- 高等学校では、生徒の実態や進路希望等に応じた多様な選択科目の設置等が求められていることから、一定の教員数が必要となる。
- 地方創生や教育機会の保証等の観点から、学校の規模だけでなく地域の状況や学校の果たす役割等を踏まえてあり方を検討する必要がある。
- 今後の地域の高等学校の活性化については、学校の置かれた環境のなかで、学校、 地域、行政等、すべての関係者が当事者意識をもってどのように関わっていくかを 考えて、ともに行動していく必要がある。

② 高等学校の規模と配置

- 学校教育法施行規則において、中学校の学級数は、1学年4学級から6学級を標準とされている。文部科学省が平成27年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、生徒に社会性等を身につけるなどの教育を十分に行うためには、一定の児童生徒の集団が確保されていることや、バランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいとの観点から、一定の学校規模が必要としている。
- 高等学校は社会への接続の面などで、社会性の育成がさらに重要となること、生 徒の学習ニーズに応じた幅広い教科・科目の開設や、学校行事や部活動を十分に行 うためには一定の規模が必要となることなどから、多くの県で1学年4から8学級

を適正規模としている。こうした状況を踏まえるとともに、本県の地理的な特徴を 考慮して、原則として1学年3学級から8学級を適正規模とする。

- 適正規模を下まわることとなる小規模校の活性化、規模の適正化については、次 の考え方を基本として、今後さらに検討を進める。
 - ア 1 学年 2 学級の規模をコンセプトの一つとして開校した学校については、改めて設置の意義、その後の状況や環境の変化等を検証し、今後のあり方を検討する。
 - イ 1学年2学級の高等学校については、改めて設置の意義を検証し、原則として 分校とするとともに、近隣の高等学校との統廃合を視野に入れて活性化に係る協 議を行うが、設置の意義を検証するなかで、地域の状況、学校・学科の特色、生 徒の通学の実態等から、特に存続が必要と考えられる学校については、本校とし ての存続を検討する。
 - ウ 1学年2学級の本校として存続する際には、一定の期間を設定し、地域の人材の活用やICTを活用した学習機会の充実など、小規模校のデメリットを最小化するよう取り組むとともに、生徒へのきめ細かい指導など、小規模校のメリットを生かして、地元市町や地域と連携した活性化に取り組む。こうした取組の結果、状況が改善しない場合は、分校化や他校との統合、設置形態の変更など、生徒の学びを保証するためのあらゆる可能性について協議する。
- 1学年3学級以上の学校であっても地域における学習ニーズへの対応や、魅力ある教育環境の整備を図る観点から必要である場合には、地域全体の高等学校のあり方を考えるなかで、近隣の高等学校との統廃合等による活性化も検討する。